

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の改正について

1 本議題の論点

前回までの議論

バリアフリー法等の見直しに伴う、県条例施行規則の改正について、幅広い観点から多岐にわたる意見をいただいているところ（前回会議：令和7年8月8日）

【主な意見】

- ・ 県条例施行規則を改正することについて異論はない
- ・ 人的支援による代替措置の対象施設を拡充するにあたって、**人的支援の実行性を担保する取組みが必要**
- ・ 改正内容について、事業者に対してわかりやすい説明を行うことが望ましい

事務局の対応

- ・ 人的支援の実行性を担保する仕組みを検討するため、障害者等団体、設計者、市町村等へのアンケートを実施
- ・ アンケート結果などを基に、事務局案を策定

本日の論点

人的支援の実行性を確保する取組み（事務局案）に対する意見

2 県条例施行規則改正案の概要

	バリアフリー法施行令 改正に伴う改正	障害者差別解消法 改正に伴う改正	国の方針等に伴う改正
改正理由	令和7年6月1日に改正バリアフリー法施行令（以下「政令」という。）が施行。 政令の改正内容は「トイレ」、「駐車場」、「劇場等の客席」のバリアフリー基準の見直し。 このことを踏まえ、県条例の施行規則を改正するもの。	令和6年4月1日に改正障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法令」という。）が施行。 法令の改正内容は、事業者に対して「合理的配慮の提供」を義務付け。 このことを踏まえ、県条例の施行規則を改正するもの。	令和2年度に国土交通省が設置した検討会※において、『「多目的トイレ」等の名称ではなく、設置された設備や機能が必要な人が対象であることが伝わる情報提供、表記等とすることが必要』との報告がなされた。 現在、国ガイドライン等において、障害者等用便房の略称を「バリアフリースイートイレ」に統一されている。
改正方針	政令改正により、県条例の「トイレ」、「駐車場」、「劇場等の客席」に関する整備基準が政令の基準を下回る。 このことから、 政令の基準と同等となるよう県条例の施行規則を改正 する。	法令改正により、すべての施設において「合理的配慮の提供」が見込まれる。 このことから、 県条例の施行規則を改正し、人的支援による代替措置の対象施設を拡充 する。	国の方針等に合わせて、県条例の施行規則の改正に合わせて 「多目的トイレ」を「バリアフリースイートイレ」に改める 。

改正案の詳細については参考資料3を参照

※ 共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会

3

2 県条例施行規則改正案の概要

人的支援による代替措置基準

法令の見直し	県条例規則の整備基準の見直し
行政庁に義務付けていた「合理的配慮の提供」について、事業者に対しても義務付け。 改正前 行政機関等 : 「合理的配慮の提供」の義務 事業者 : 「合理的配慮の提供」の努力義務 改正後 行政機関等 : 「合理的配慮の提供」の義務 事業者 : 「合理的配慮の提供」の義務 ● 合理的配慮の提供 行政機関等と事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること	現在、小規模な施設に認めている人的支援による代替措置基準について、対象施設の規模を引き上げる。 現 行 ● 500㎡以下の施設 (ハード整備が不可欠な施設及び人的支援が見込めない施設を除く) ● 一定の条件のもと、人的に支援することで障害者等の利用が可能となること 改正案 ● 2,000㎡未満※の施設 (ハード整備が不可欠な施設及び人的支援が見込めない施設を除く) ● 一定の条件のもと、人的に支援することで障害者等の利用が可能となること ※ バリアフリー法において2,000㎡以上の特別特定建築物に対して、ハード整備を義務付け ● 人的支援を考慮した施設整備 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を促進するため、人的支援基準に適合する施設の認定制度を平成21年2月1日に施行 障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されたことを踏まえ、認定制度を廃止し、代替措置基準を定めた施行規則を平成28年10月1日に施行

4

2 県条例施行規則改正案の概要

人的支援による代替措置基準

障害者差別解消法の施行を踏まえ、**ハード整備だけでなく、ソフト面と両面からの取組みを推進**するため、平成28年度に人的支援による代替措置基準を策定

小規模な施設※で、空間や敷地の制約により整備基準に適合させることが困難な場合は、**一定の条件のもと、人的に支援することで障害者等の利用が可能となる整備基準について適合とみなす**

※ ハード整備が不可欠な施設（病院、駅舎、官公署、学校等）及び人的支援が見込めない施設（自動車車庫、公衆便所、共同住宅等）は対象外

〔人的支援に替えられるハード整備基準〕

整備項目	整備基準
主たる利用経路	階段等を設けない
階段	両側に手すり設置
傾斜路	幅120cm以上 勾配1/12 以下
便所	十分な空間の確保
エレベーター	かごの奥行 135cm以上

整備項目	整備基準
標識	標識の設置
案内板等	案内板等の設置
視覚障害者利用経路	誘導用床材等又は音声誘導装置
受付カウンター	車いす対応カウンターの設置
公衆電話台	車いす使用者に配慮

5

2 県条例施行規則改正案の概要

代替支援措置の例

整備項目	人的支援を代替措置とする場合	代替措置基準
視覚障害者利用経路	敷地の状況又は建築物の構造上、誘導用床材等を設けることが困難な場合	次のいずれかに該当し、かつ、建築物を管理する者等の介助等により、視覚障害者が移動することが可能であること。 (1) 道等から建築物を管理する者等と通話することができる機能を有する設備まで容易に到達することができる場合 (2) 道等から建築物の主たる利用経路を構成する出入口までの経路を、建築物を管理する者等が常時勤務する受付等から容易に視認することができる場合

受付等から容易に視認

受付

敷地内の車路

歩道

道路

視覚障害者利用経路
誘導用床材等又は音声誘導装置
(代替措置基準を満たす場合は不要)

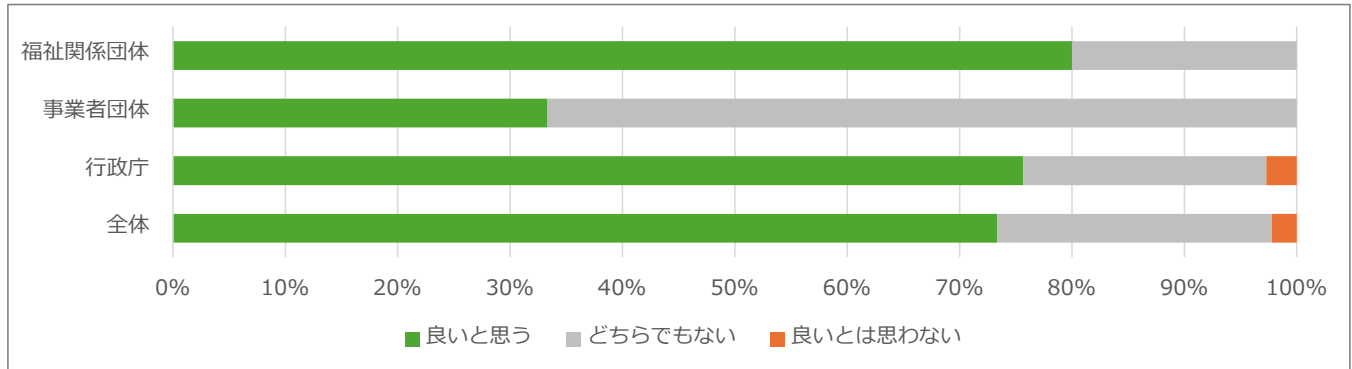
視覚障害者用インターホン

6

3 県条例施行規則改正案に関するアンケート

県条例の整備基準を障害者差別解消法の改正に合わせて見直すことについて、アンケートを実施したところ、「よいと思う」が全体の約7割を超えている
一方で、事業者の約7割が「どちらでもない」と回答している

問 県条例において、人的支援による代替措置基準の適用対象を500㎡以下から2,000㎡未満に拡充することについて、該当するものをチェックし、理由・ご意見等を記入してください。



【「よいと思わない」・「どちらでもない」と回答した主な理由】

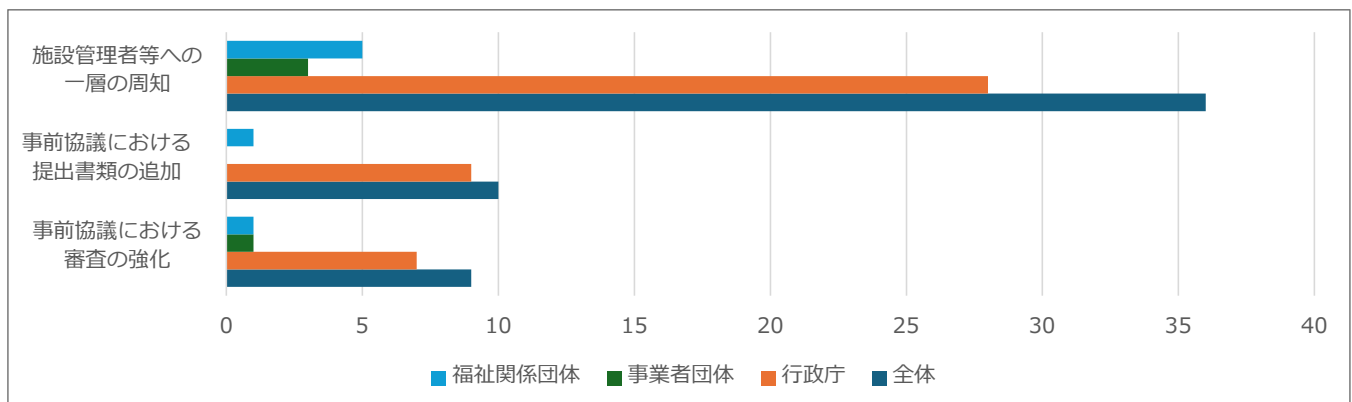
- ・ 2,000㎡の根拠が不明（福祉団体）
- ・ 拡充することとハード整備の関係が良く理解できない。（事業者）
- ・ 人的支援についての実効性を効果的かつ継続的に担保することには課題がある（行政庁）
- ・ 拡充することにより、ハード整備水準の低下につながるおそれがある（行政庁）
- ・ バリアフリー法において、適合が義務化される整備基準以外については、施設の規模に関係なく、人的支援による代替措置基準の適用対象として良いと思う（行政庁）

7

3 県条例施行規則改正案に関するアンケート

人的支援の実行性の確保に向けた方策について、アンケートで伺ったところ、いずれの団体においても、「施設管理者等への法律及び条例の趣旨等の一層の周知」が最も多かった

問 代替措置基準を活用する施設における、人的支援の実行性の確保に向けて、効果があると思われる方策をチェックし、理由・ご意見を記入してください。



主な意見

- ・ 施設管理者の理解がまず第一に進むべき（福祉団体）
- ・ 既設の施設にも適用され、より実効性が期待される（福祉団体）
- ・ 事前協議段階で人的支援体制や運用方針を十分確認できる仕組みを整えることで、制度の実効性向上につながるものとする（事業者団体）
- ・ 審査の強化や提出資料の追加は、マイナス効果になることも考えられる（行政庁）

8

4 人的支援の実行性を確保する取組み

事務局案

人的支援の実行性確保に向けて、アンケートでの意見等を踏まえ、次の取組みを実施する

① 法律及び条例の趣旨等の一層の周知

施設管理者等への周知を含めた、普及啓発活動の強化を図る

周知内容

- ・ 県条例施行規則の改正内容を含めた、法律および条例の趣旨
- ・ 当県の現状や、障害の特性などに基づいたバリアフリー化の必要性

周知方法

- ・ 県民全体に向けた県ホームページによる周知
- ・ 事前協議での事業者へのチラシ等の配布
- ・ 若年層や事業者等を対象とした出前講座
- ・ 設計者を対象とした講習会

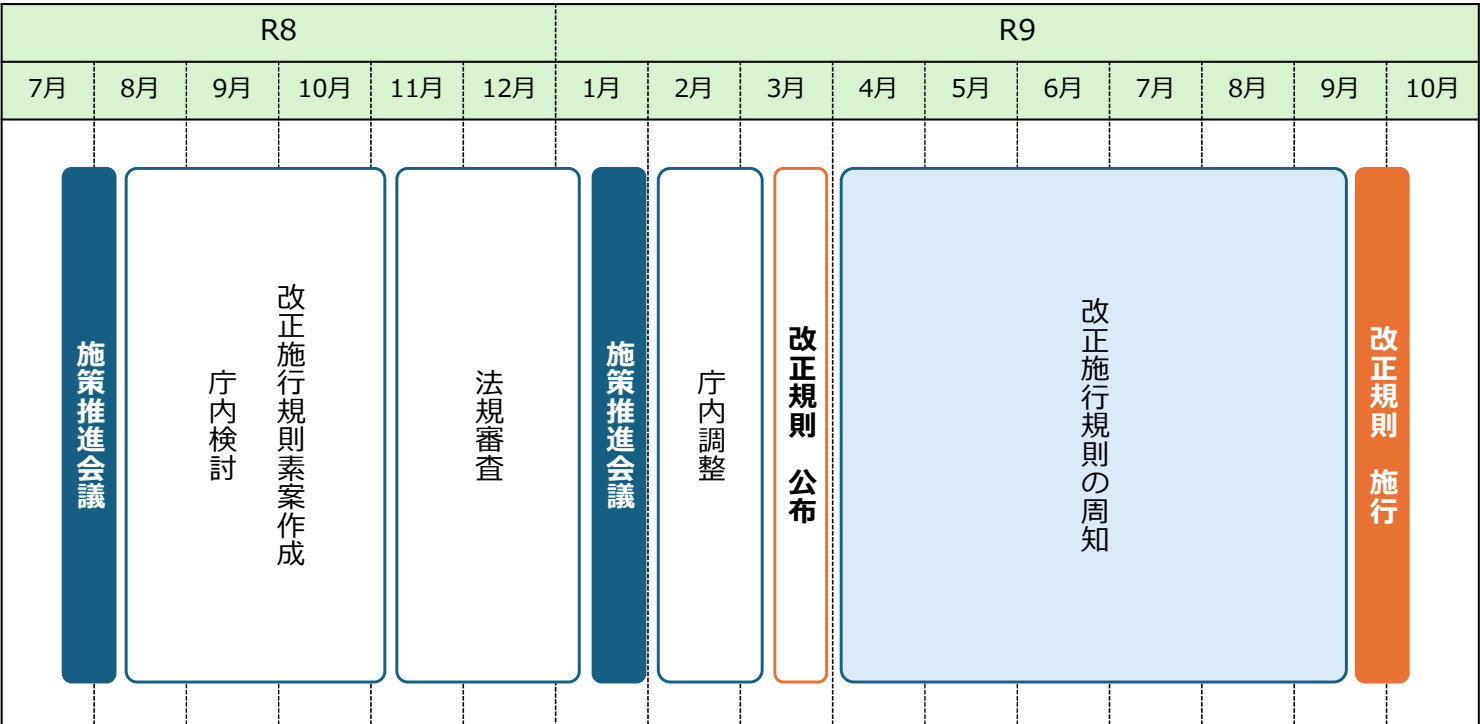
② 事前協議における提出書類の見直し

- ・ 事業者等への負担増加を考慮して、提出書類を追加するのではなく、既往の提出書類への記載項目を追加する
- ・ 従業員等が人的支援を適切に実施できる体制であるかを判断するため、従業員に対する講習の実施状況についての確認項目を、工事完了時に提出を求めている「工事完了届」に追加する(参考資料4を参照)

9

5 今後の予定

施行規則改正のスケジュールは次のとおり
十分な周知期間を確保するため、改正施行規則の施行は交付から6カ月後とする



10